

カルヴァンにおける罪の理解

カルヴァンにおける罪の理解

はじめに

一 堕 罪

1 堕罪の本質としての不従順

2 堕罪における神の主権と人間の責任

二 原罪の意味

1 罪の遺伝性

2 罪の普遍性

3 罪の必然性

小 島 一 郎

はじめに

カルヴァンの人間理解は、人間をそれ 자체として観察したり分析したりするのではなく、「人生の問題にかかわりのある真理⁽¹⁾」として「己れ自身を知る」ことを目ざしていると言つてよいが、これは「神を知る」ことと深く結びついているのは周知の通りである⁽²⁾。

この神認識との関係における人間の自己認認は、次の二点にしばられる。これをカルヴァン自身の言葉で言えば次の通りになる。

「われわれ自身を認識するとは、第一にこういうところに存する。すなわち『われわれには創造において何が与えられたか、神はわれわれに対してどんなにいくしみ深くその恵みを継続したもうかを思いみることによつて、もしわれわれが完全な状態にとどまつていたならば、われわれの本性がどれほどすぐれたものであるかを知ること。

——しかし同時に、われわれのうちにはわれわれ自身のものは何ひとつなく、神がわれわれに授けたもうたものは、すべて恵みによつて与えられているのであつて、つねにわれわれをかれに依り頼ませるためのものであるのを考えること』である。第二に、『アダムの墮落以後のわれわれの悲惨な状況がわれわれに示されること』である。これについての思いはいっさいの榮誉と自信とを打ち倒して、われわれを恥によつて圧倒し、ほんとうにへりくだらせる⁽³⁾。」

即ち、第一は、神の人間創造における恵みがいかに大いなるものであり、人間がいかに優れた被造物として創造されたかということ、それ故にまた、人間は神の恵みにのみ依存して生きるものであることの認識であり、第二は、この祝福された状態から、今日のわれわれは悲惨な状態に落ちているという事実の——もちろん信仰的事実の——認識である。

この第二の人間の自己認識こそ、ここで取り上げようとする「人間の罪」の問題である。

カルヴァンは、この罪の認識を、イエス・キリストにおける罪の赦しと救いの恵みとのかかわりで、私たち自身の問題としてとらえようとしている。⁽⁴⁾

この点が重要であって、この視点をはずすと、「罪の起原は何か」とか、「何故に人間の墮罪が起つたのか」というような、墮罪が何か自分と関係のない、客観的な第三者的な出来事であって、自分の生きている現実から遊離した、抽象的な、好奇心を働かせるだけの空虚な議論になりかねない。

一 墮 罪

1 墮罪の本質としての不従順

(1)

神の恵みに依存し、神の言に応答し服従する存在としての人間は、神の恵みに信頼することを拒否し、神の言に背反するときに、その本来の在り方を失う。〈神の像〉 *imago Dei* の喪失と言つてよい。これが墮罪である。

カルヴァンは創世記におけるアダムとエバの墮罪の物語りを取上げて、「女がくびのあざむきによつて、神の言葉から離れて不信に連れ去られたとき、すでに破滅のはじめが〈不従順〉であつた」とは明らかである。このことをペウロも、『ひとつの不従順によつてすぐての人が滅んだ』と教えて確認する（ローマ五・一九）⁽⁵⁾と言い、墮罪の本質を〈不従順〉 *inobedientia* であると指摘する。

しかも、「善悪を知る木に触れる」の禁止は、服従の試験だったのであり、この試験は、アダムが神の命令に心から服従するかどうかを明らかにするためのものであつた⁽⁶⁾のに、アダムに代表されるわれわれ人間は、この〈服従の試験〉 *obedientiae examen* に大敗した。

〈善悪を知る木〉の実を食べる「」が何故いけないのか。善悪を知る「」は良い「」だと思われるが、神の言葉を

無視して、神と無関係に人間が善悪を知ろうとする所に問題があるのではないか。「アダムが自己の位置に満足して、
悪しき欲望によつて、より高くなろうとしない」⁽⁷⁾ことが大切であつたのである。「アウグスティヌスは、『高慢がいつ
さいの惡の発端である』といつたのは間違つてはいない。なぜなら、もし人間が野心にそそのかされて、自己に許さ
れた、また正当な地位以上に、高くのぼろうとしなかつたならば、自分のおかれた所にとどまることができたからで
ある」とカルヴァンはのべている。

さらに、「したがつて、〈不信〉ということが反逆の根であつた。しかも、ここに、〈野心〉と〈傲慢〉とがあらわ
れ、さらに〈忘恩〉がそれにつけ加えられた。すなわち、アダムは、自らに許されていた以上のものを欲しがり、神
が豊かに与えたもうた寛大さをあさましくも軽蔑したのである。……「人とその妻とは」単に離反したのみでなく、
サタンの中傷に同意して、神にひどいはずかしめを加えたのである。⁽⁹⁾と言つて、〈不従順〉 inobedientia のもとは「高
慢」 superbia であり、その結果は忘恩と神をはずかしめることだと指摘する。これは「そもそもやかな違反ではなくて、
いまわしい冒瀆でなければならない」⁽¹⁰⁾ということになる。

〈不従順〉 inobedientia と言うと、消極的に響くが、神への〈不従順〉 とは人間の自己主張であり、許された自由
を越えて有限性を破ろうとすることであつて、神の主権の侵害であり、反抗である。しかも人間の自發的な意志的な、
積極的な反抗であるとカルヴァンは考へてゐる。

(2)

この人間の主体的な神への反逆としての不従順についてニーバーは、人間のみで神に反逆することはあり得ない。
そこにサタンの誘惑があつたから人間は反逆するものとなつたのだと言う。⁽¹¹⁾彼はここで、人間の自由と有限性の弁証
法的対立関係を見ようとしていると思われ、その意味では興味深い議論の方向ではあるが、カルヴァンの主張は、へ
びの誘惑があつたにせよ、人間の墮罪は、意志的、自發的なものだという点にある。それは次の言葉によつてわかる。

「最初の人間が神の命令にそむいたのは、単にサタンのまどねしにとらえられたからだけではなく、かれ自ら真理を、あなどり、虚偽へと迷い出たからである」⁽¹²⁾

「それゆえに、アダムは悪魔の冒瀆に拉しゃられて、なしうるかぎり神のいゝわいの栄光を消し去らうとしたのである」⁽¹³⁾

(3)

不従順が自発的な積極的な神への〈反逆〉 *rebellio* であるという点を、もう少し追求してみよう。

人間が〈神の像〉 *imago Dei* を創造されたとき、人間は〈完全な本性〉 *integra natura* を与えられ、神との人格的な愛と信頼と服従という〈正しいあり方〉 *rectitudo* のうちにあつたと言つゝ事ができる。⁽¹⁴⁾

この〈正しいあり方〉 *rectitudo* を破壊する神への〈反逆〉 *rebellio* こそ、墮罪の中核である。〈反逆〉とは、神への依存と応答の関係の崩壊である。

それ故に、墮罪とは、善の欠除とか、人間の能力の不足とかいう、実体的・存在的なものではなく、存在論的な問題である。神に対する人間のあり方、関係の仕方の問題である。

〈反逆〉や〈不従順〉は、神との関係を示す現実の人間の存在様式であつて、正しい関係は破れたけれども、神と無関係になつたのではない。カルヴァンは墮罪を人間存在の喪失とは考えていない。むしろ、神と全く断絶してしまつたとしても、依然として、神との断絶の関係、マイナスの関係であり、神への積極的な反抗というかかわりがそこにあると言つてよい。

これは、墮罪によつても、即ちいかに人間が神に反逆しても、なお神は人間と関係を保ち、神の創造における恩恵の意図と行為を継続し、さらに救済行為を通して、破壊された神と人との関係の回復を図られるのであるから、人間のあり方のいかんにかかわらず、神は絶えず人間を愛していく下さることは変わらない。この神の側における人間への

真実の不变性を指して、カール・バルトは、「墮罪によつても〈神の像〉 *imago Dei* は失われない⁽¹⁵⁾」というのである。

しかしながら、人間の側から言えば、〈神の像〉 *imago Dei* は完全に失われ、人間は神を認識することも、信頼することも、神に応答することもできなくなつていいわけで、これは単に無知と混乱が知識にとって代わり、不従順が従順にとって代つたというのではなく、カルヴァンの言葉で言えば「肉は、それほどまでにねじ曲つて……。そのすべての思いをあげて神に対する敵意を遂行するほどな」⁽¹⁶⁾である。⁽¹⁷⁾この場合〈肉〉 *caro* はもちろん墮罪における人間であり、全力をあげて神に敵対する存在だとしている。「〈靈〉 *spiritus* と〈肉〉 *caro* とは、その間に何ら中間的なものを残さないほど対立的なのである⁽¹⁸⁾。神への反逆が服従かどちらかである。中間的なあり方は存在しない。この〈反逆性〉は、神が創造されたままの本来の秩序に対しては反抗であるが、今や、人間にとって本來的なものとさえなつてしまつていて、

このような意味におけるカルヴァンの〈反逆性〉の概念が、彼の思想全体に大きな役割を果していることは間違いない。彼は、倒錯してしまつた創造の秩序全体を、人間の墮落と神からの離反の結果として深刻に受けとめている。

「アダムの靈的な生命は、かれが造り主と結合し、これにつながれているところにあつたのであるから、それと同様に、神から離れることは、かれのたましいの死であった。そこで、これが天においても地においても、いつさいの自然の秩序をくつがえした背反によつて、かれの種族を破滅におとしいれたとしても、そこには何ら不思議はない……そういうわけで、かれの罪過によつて、上にも下にも呪いが満ちわたり、世界の全面に力をふるうようになつたのである。」⁽¹⁹⁾

カルヴァンは更に、人間の不従順ないし反逆は〈生まれながらい〉 *naturaliter* のものであり、「本性の遺伝的な歪曲また腐敗⁽²⁰⁾」としてとらえている。これが彼の考える〈原罪〉 *peccatum originale* であるが、これについては章を改めて考察したい。

2 墮罪における神の主権と人間の責任

今まで、人間の自發的・主体的な不従順ないし反逆において、人間は神との「正しいかかわり」*rectitudo*を破壊し、「神の像」*imago Dei*を喪失し、原罪を負う存在となつていていることを見てきた。

しかし、カルヴァン神学の大きな特色は「神の主権」の強調である。全能の父なる神がこの世界を創造し、支配しておられる中で、どうして人間がこの神に反逆する者となつたのか、人間の罪悪性もさることながら、いつさいに責任を負われる主なる神に、人間の墮罪における責任はないのか。特に、ある者を救いに選び、ある者を見捨てるように見えるかの二重予定説は、この場合どのように考えたらよいのだろうか。

神の絶対的な主権を主張しつつ、人間の墮罪の責任を厳しく追求するカルヴァンの立論に矛盾はないのであらうか。

もつとも、ここでは、予定説を真正面から取り上げることはできないので、墮罪の問題との関連で、最小限ふるにとどめたい。

(1)

まず第一に、人間の墮罪は、創造段階における神の過失や失敗ではないこと、むしろ神は人間を最高の被造物として、神との人格的な信頼と応答の関係に生きる者として純全に完全に創造されたにもかかわらず⁽²¹⁾、人間の不信仰と不従順の故に墮落したことをカルヴァンは強調する。

「実際、この人間が今おちいつている悲惨な状態にくだつて行く前に、人間がはじめ、どのようにつくられたかを把握することは重要である。すなわち、人間の生來の惡を明示することにのみ急で、これらを本性の原作者の責任にしてしまうことがないように、注意しなければならない。というのは、人間の不敬虔は、すべての違反が何らかの意味で神に由来することが主張できれば、この口実で十分自己弁解ができると考えるからである。かれらは、もし口答

えができるならば、神そのものとさえ争い、当然自らが責められるべき罪責を、神におしつけることも躊躇しないのである。⁽²²⁾

あるいは「われわれが『人間は生まれながらにして邪悪である』といつていることを理由として、その邪悪の原因をあえて神に帰する者は今や引きさがれ。かれらは人間の汚れの中に、神の御わざをさがしまわるのである。……われわれが失われたのは、神によってではなく、われわれの肉の罪過によつて起つたことである。われわれが失われたのは、われわれのはじめの状態から自分で落ちたからにほかならない。……われわれはいつも思い起こそう、われわれの破滅は本性の墮落に帰すべきものであつて、この本性の作者たる神に「われわれの惡がかれに由来するかのように」非難を向けるべきではないということを」⁽²³⁾

さらに「主なる神は、少し前に、その造りたもうたすべてのものが『はなはだ良い』と宣言したもうた（創世記一・三一）。それでは、人が己れの神にそむくという墮落は、どこから來たのであるうか。墮落が創造に由来すると考えられることがないように、主なる神は御自身から發したもの、このような讚辞によつて是認したもうのである。それゆえ、人は自分自身の悪念によつて、主なる神から受けた純潔な本性を腐敗させ、自らの破滅によつてすべての子孫を、わが身もろともに減びのうちに引き入れたのである。⁽²⁴⁾

なお「人は神の永遠の摂理によつて、今そのもとに置かれているわざわいにいたるべく、造られたとはいへ、しかも、そのわざわいの機縁は自分自身からとつたのであって、神からとつたのではない。なぜなら、人がそのように滅びた理由は、かれが神の純潔な創造から、汚らわしくも不純な邪悪へと、退化したからにほかならない」。このようにカルヴァンは墮罪がわれわれ人間の責任であることを明らかにする。

しかし、墮罪は創造における神の手落ちでないとしても、神の予定であつたらどうなるであろうか。たとえば、「なぜ神は御自身の予定によつてその必然性を課したものについて、人間に罪を帰したもうのか。かれらはどう

すればよかつたのか。かれらは神の定めと戦うべきであったのか。しかし、これは不可能であるから、やつても無駄であつたであろう。そういうわけで、神の予定を主要原因としていることについて、罰せられるのは正当でない」という、予定説に反対する人々の発言をカルヴァンは取り上げている。⁽²⁶⁾

人間が罪を犯すことについてそれが神の予定であるならば、人間はこれにさからうことができず、従つて墮罪の責任は人間にはないという議論である。

(2)

予定説においてカルヴァンは、墮罪を神の意志であると明瞭に断言する。たとえば「神の意志こそはいつさいの存在の原因であり、また、当然それでなければならない……。なぜなら、義の最高の規範は神の意志であるため、神が意志したもうことはことごとく、かれが意志したもうといふことそのことによって、義とされなければならないからである。そういうわけで、主が何ゆえにこれをなしたもうかと問われる場合、『その故は神がそのように意志したものからである』と答えなければならない」。あるいは「わたしは、アダムの子らが、おしなべて、今つながれている悲惨な状況に、神の意志によつて陥つた、ということを確かに認める。……われわれはつねに、究極的には、神の意志決定に立ちもどらざるを得ず、この決定の理由は、神御自身のうちに隠されているのである。」とのべていることで示される。

しかも、エラスムスが「神は、不敬虔なもの滅びるのを、ただ〈許容〉permittere したもうだけで、〈意志〉velle したもうのではない」と主張するのに対し、カルヴァンは「わたしはアウグスティヌスになつて、『神の意志こそ、ことの必然である』——すなわち、そいや、かれの予見したもうことが眞実に起るよう、かれの意志したものたることは必然に起る——と、躊躇なく、単純に告白すべきである」とする。あるいは「神は、単に最初の人間の没落と、かれにおいて子孫たちの破滅することを予見したもうたにとどまらず、御自身の意志のままにこれら

を配分したものう」と言つて、单なる許容や予見ではなく、明確に神の意志として墮罪が起つたことを認めるのである。⁽³⁰⁾

カルヴァンが、人間の墮罪を神の意志とすることは、神が人間を滅ぼそうとしているのではなく、墮罪はあくまで人間の責任として、人間の意志的・自發的・積極的な神への不従順によつて起ころのであるが、それにもかかわらず、神の究極的な御支配と神の栄光は必ず輝いているという点を強調していると見ることができよう。

「最初の人間が墮落したのは、主なる神がそのようになることをよしと判断したもうたからである。しかし、なぜそのように判断したもうたかは、われわれには隠されている。けれども、主なる神がそのように判断したもうたのは、それによつて御名の栄光がふさわしく輝くことを見たもうたからにほかならない。⁽³¹⁾ ……人間が倒れるのは、神の摂理の定めによつてであるが、しかもかれ自身の罪悪によつて人間は倒れるのである。」

カルヴァンは、一方では栄光に輝く全能の主なる神の絶対的な意志的支配と決定があり、他方人間の自発的な不従順や反逆によつて墮罪が起こつたと主張している。この二つの点はどのように結びつくのであろうか。

(3)

ウェストミンスター信仰告白ではこの点を次のように述べている。

「神の全能の力、はかり知られざる知恵、無限の善などは、神の摂理において余りにも明らかに限りなくあらわされている。この摂理は天使たちや人間の最初の墮落と他のすべての罪にまで及び、神の聖なる目的遂行の配慮において、事がらを単に許容し給うのではなく、強力な支配において秩序づけ、自らいつさいを決定し給う。しかも罪なるものは被造物より出で來たるものであつて、神よりではない。神は最も聖く正しい方でいまし、罪を作り、あるいは罪を許容し給わない方である」⁽³²⁾

この神の強力な主権的支配とその支配下におかれている人間の墮罪の責任はどのように理解したらよいのであろうか。

カルヴァンによれば、神は人間を創造し、これとの人格的な信頼と応答の関係において、この人間の自由な主体性を認め、人間の責任と決断において、あらゆる行為をお許しになるという仕方で、御自身の主権を貫徹されると考えられる。

カルヴァンは綱要第二篇第四章「神は、どのようにして人間の心のうちに働きたもうか」の第二節で、義人ヨブの受けた苦難の例をひいて、カルデヤ人のヨブに対する敵意をもつた邪悪な犯罪行為と、これを支配し、これをそそのかしたサタンの働きと、しかもヨブ自身が認識したように、これらいつさいの出来事を通して神が働いておられること、神の御支配のあることを示し、それぞれの働きにおける目的と方法の相違から、同一の行為が、神とサタンと人間の三様の働きと考えられても、少しの不条理のないことをのべる。⁽³³⁾

ここでは、人間やサタンの主体的な自由な働きが認められており、それぞれの限界の中ではあるが、固有性が生かされ、独自な行動が許されている。それ故にカルヴァンはアウグステイヌスの言葉を引用して次のように言う——「人々が罪を犯すということは、かれらの固有のことである。かれらが罪を犯すことによって、このこと、あるいはあのことを果すのは神の力にもどうづくのであって、神はそのよしとしたもままに暗黒をわかつたもうのである」(アウグステイヌス「聖徒の予定について」)⁽³⁴⁾と。

このようなカルヴァンの考え方をふまえて、カール・バルトは次のようにこの問題を理解する。「(神は)被造物を、その相対的な自立性と特性とにおいて、神自らとは区別せられるその実在性において、支持し、しかし同時に、無限に卓越せる主として、それを護り、従つて、被造物の偶然と、人間の意志の自由とを全く、あるいは部分的にでさえも、揚棄することなくして、世界を全体的に、個別的に、彼の神聖なる意志とその欲求するところとに従つて統治し給う、という仕方において、世界に現在するのである」⁽³⁵⁾

このようにして、神の主権と人間の主体性や責任性ないし、意志の自由が立体的に把握されるならば、神の主権が

立派に貫かれてながら、そして貫かれるために墮罪の責任は、主体的な自由を許されている人間の側にあることが明らかになるのである。

その上でカルヴァンは「そこやわれわれは、神の予定のうちに、隠されており、また全くはかり知る」とのできないものをたずねるよりは、むしろ、人類の腐敗した本性のうちに歴然としている、断罪の原因を凝視すべきである。これがの方が、われわれの手近かにあるのである。⁽³⁶⁾」と説う。

II 原罪の意味

1 罪の遺伝性

(1)

〈原罪〉 peccatum originale という特殊な罪が存在するわけではない。〈原罪〉とは罪の種類ではなく罪の性質ないし状態をあらわす言葉である。罪そのものが「あり方」を示す語であるから、〈原罪〉も罪の徹底的な根源的なありようないし姿を示すものと考えてよい。

さて、カルヴァンは〈原罪〉を次のように定義している。

「〈原罪〉とは、われわれの本性の遺伝的な歪曲または腐敗であつて、たましいのすべての部分に広がつてゐる。」⁽³⁷⁾

〈遺伝的な歪曲または腐敗〉 haereditaria pravitas et corruptio という言葉の意味が問題であるが、カルヴァンは具体的に次のように説明する——「かれ（アダム）の罪過によつて、上にも下にも呪いが満ちわたり、世界の全面に力をふるうようになったのであるから、これがかれのすべての子孫にまで蔓延したとしても、何ら道理に反するものではない。したがつて、天上的な〈像〉がかれのうちににおいて抹殺されたのちに（かれが飾りとして身にまとつていた）知恵と、力と、聖と、真理と、義の代わりに、いまわしい疫病、盲目、無能、不潔、虚妄、不義がこれらを得る

という刑罰をこうむつたのみでなく、かれの子孫をこの同じ悲惨の中に包み入れ、そして沈めた。これが、古代の人
が「原罪」と名づけたところの世襲的な腐敗である。これを「罪」ということばで呼ぶのは、以前にあつた善にして
純粹な本性が退廃したことを意味している」⁽³⁸⁾と。

つまり、アダムの犯した罪が、その後の人類全体に及んでいるという認識であるが、一体、最初の人間の罪がどの
ようにして歴史を貫いて今日まで続いているというのであるうか。

(2)

まずカルヴァンは、この罪の「遺伝性」を「模倣」imitatio による伝承と理解することを強く否定する。

ペラギウスは、アダムの罪は「*遺伝*」propago によってではなく、「*模倣*」imitatio によって伝えられたのである」⁽³⁹⁾
と主張したが、カルヴァンはアウグスティヌスの言葉を引用して「われわれは「外部から、手本によつて」受けとつ
た不正によつて腐敗したのではなく、母の胎から、生まれながらに、欠陥をおびて出て來るのである」といい、「そ
ういうわけで、汚らわしいたねから生まれたわれわれすべては、罪の感染に色づけられて生まれるのである。」と
明言する。

さらに彼は「人間は生来邪悪によつて腐敗している。がしかし、その邪悪は、本性から派生したものではないとわ
れわれは言う。これは、はじめのときから中に植えつけられた「本体的固有性」ではなく、むしろ、人間の身に起こ
つたところの「外来的な素質」を示すためである。それでも、われわれはこれを「本性による」ものと呼ぶ。それは、
これが悪しき風俗や「範例」によつて得られるものと考へる人がないためである。すなわち、これはすべての人を遺
伝の法のもとに包括するからである。」⁽⁴⁰⁾

なぜカルヴァンは「原罪」を「模倣」imitatio による罪の蔓延と考えることにこれほどまで反対しているのだろう
か。

それは、彼にとつては単に罪の伝播・継承の仕方の問題ではないのである。彼の言うところを聞いてみよう。

「」」」でペラギウス派は何をしゃべりまくるのか。『アダムの罪は模倣によつて蔓延する』といふのか。それでは、キリストの義からは、われわれが〈模倣〉するための範例以外の何ものをも、益として受けられないものであろうか。誰がこのような冒瀆を忍びえようか。⁽⁴³⁾」

カルヴァンは、アダムとキリストを対比させて考えている。いな、むしろ、イエス・キリストからアダムの墮罪とその遺伝を考えている。その意味は、アダムの罪の蔓延が、周囲の人々によるアダムの罪の模倣であるとすれば、イエス・キリストによる救いも、せいぜいわたしたちが模倣すべき正しい生き方の手本に過ぎないことになるではないか。そんなデタラメにはガマンできないとカルヴァンは言うのである。

カルヴァンにおける罪の理解

「キリストの義は〈交流〉communicatio によつてわれわれの義となり、それによつてわれわれが生命をもつものとなることが、議論の余地のないことであるとすれば、そこから同時に、こう結論される。『』」の義と生命のふたつは、キリストにおいて回復されるように、アダムにおいて失われ、罪と死は、キリストによつて滅ぼされるように、アダムを通じてしのびこんだのである』と。少しもおぼろでないのは『多くの人がアダムの不従順によつて罪人とせられたように、多くの人はキリストの従順によつて義とせられた』ということばである⁽⁴⁴⁾』

キリストの従順によつて、わたしたちが義とされ、わたしたちの罪が赦されるということは、わたしたちの罪の本質が不従順であるということをも示している。人間の罪を不従順とか反逆と規定するのは、キリストの従順によつて救われるからである。

わたしたちがキリストと結びつき、キリストとの〈交流〉communicatio を与えられて、罪の赦しにあづかるとすれば、わたしたちの罪もアダムと結びついていることになる。

」」」」」をカルヴァンは「アダムは單に人間の本性の祖先であるばかりでなく、いわば〈根〉radix であつて、そ

「」で、この根が腐つたために人類は当然腐敗したのである。⁽⁴⁵⁾ といふ、ローマ人への手紙五章一一一九節を引用して、アダムとわたしたち、キリストとわたしたちという二つの関係を明らかにしている。

この際大事なことは、「すべての死すべき人は、ひとりの人間を代表として、永遠の死に渡された」と、カルヴァンが言つてゐる点である。」⁽⁴⁶⁾ では、アダムは人類の代表と見られている。即ち、アダムはわれわれであり、われわれはアダムである。生物学的な意味での先祖としてアダムを考えているのではないことがわかる。

キリストとアダムの対比の重要性は、キリスト論的に人間とその罪を理解するという点と、アダムにおいて罪人の理解の罪における罪の理解を認めながら、キリストにおいて罪を赦された新しい人としての自分を見出すので、人格的な罪の理解が可能になるという点である。

もう一つ、カルヴァンが模倣説を拒ける理由は、さきにも述べたように罪が「外部から、手本によって受けとつた不正によって腐敗したのではなく、母の胎から、生まれながらに、欠陥をおびて出て来る」⁽⁴⁷⁾ 点を強調したいからであると思われる。

すなわち、罪が外部的な原因によるのではなく、自分自身の中より、まさにその内的な深みより来たるものだという主張があるのである。罪が模倣によるとどうしたことでは、この罪が人間にどうするかともできない程の徹底的な根深さや広がりをもつてゐることを明らかにすることはできない。

(3)

カルヴァンの罪の伝承についての用語は、アウグスティヌスから受け継いでくることは明らかであり、表面的には確かに、自然的・生物的概念のように見える。

「母の胎から、生まれながらに」⁽⁴⁸⁾ “ingenitam ab utero matris” (CO III p. 233-234)

「母の胎の中に生まれ、罪において母がみじめられた」⁽⁴⁹⁾ (詩篇五一編五節) “in iniquitatibus genitum, et in peccato

conceptum a matre” (CO III p.234)

「⁽⁸⁾ 犯のまゝに生れたる子供は皆アバウトで、眞の感覚は即ちかうべく出来ぬ事なる」 “ab impuro semine descendimus, peccati contagione nascimur infecti:” (CO III p. 234)

「親からの遗传が子だから終わる」 アバウトのまゝで、世の例外をもふべし。 ものの起源から不潔になりてゐる “in filios transmitti parentum immundiciem, ut omnes citra ullam exceptionem, sua origine sint inquinati.” (CO III p. 234)

「アバウトの人生出生せば即ちアバウト」 人々がアバウトの眞理をもとめられぬが如き理解の罪である 「⁽⁵⁾ ばなれがたなる」 “natura omnes esse irae filios, nisi iam in ipso utero maledicti essent.” (CO III p. 234)

「アバウトの血の處故やホメオテラピー等、アバウトの本性のまゝに生れたる所のやうな」 “se corruptit Adam, ut ab eo transierit in totam sobolem contagio.” (CO III p. 235)

「(人間) 生れると同時に、眞理をもやせない、眞理をもゆるべぬ。 なぜなら、おおひは生れた本性はアバウト生れたからである。」 “non absolutos (homo) generat, sed reos: quia ex vitiosa natura generat.” (CO III p. 236)

「〈眞理〉 人生、おおひの本性の眞理は眞理がた處故やういふ……」 “peccatum originale haereditaria naturae pravitas et corruptio.” (CO III p.236)

「アバウトの血の眞理をもやせないホメオテラピー等のやうな」 “infantes quoque ipsi, dum suam secum damnationem a matris utero afferunt.” (CO III p. 237)

「おおひの眞理がた處故やういふ、つかは、たおが、かねひのつむぎ御がおれども」 “nam tametsi suae iniquitatis fructus nondum protulerint, habent tamen in se inclusum semen :” (CO III p.237)

「實に、かれらの本性は**imperius**が、**imputatio**罪のたねである」“imo tota eorum natura, quoddam est peccati semen :” (CO III p. 237)

「人間は生まれながらにして邪悪であれ」⁽⁵⁵⁾ “naturaliter vitiosos esse homines” (CO III p. 239)

「人間は生来邪悪によりて腐敗してくる」⁽⁵⁶⁾ “naturali hominem vitiositate corruptum,” (CO III p. 240)

「これがやぐる人を遺伝の法のまゝに包摂するからである」⁽⁵⁷⁾ “quum haereditario iure universos comprehensos teneat.” (CO III p. 240)

「人間は生まれながらに倒錯した、邪悪なものである」⁽⁵⁸⁾ “homo ... naturaliter pravus et vitiosus” (CO III p. 240) これらは表現は、アダムの墮罪によりて、その結果が人類全体に遺伝的に生まれながらの運命のように伝達され、波及したところと意味しているのであるが、もしもそうであれば、罪に対する人間の責任性の問題は入り込む余地がなくなくなる。なぜなら、生物学的な、自然的な概念において伝えられた罪は、主体的・人格的・自由な意志的な決断において引き受けた自己の罪ではないから、本来的な意味での責任という概念が成立しないのである。

これを強いて成り立たせるとすれば、大塚節治氏のように、「原罪の問題を解くためには、吾々は個人的責任観念に立脚したる道徳を乗り越えねばならない。即ち、自業自得に限られた応報的責任観念を乗り越えて、自業他得、他業自得的な応報的責任観念、即ち、共同的責任観念に立たねばならない」⁽⁵⁹⁾ ことになるのであろうが。共同的責任観念も、責任意識である以上、人格的なものでなければならず、生物学的な遺伝的墮落説は、カルヴァンの意図する神の栄光のための、神学的人間論の成立とは結びつかないと結ぶべし。

(4)

それでは、この〈遺伝的〉とか〈生まれながらの〉という語は、どのように理解すべきであろうか。

カルヴァンはこのようにも語る「アダムのうちに腐敗のはじまりがあり、これが連錠とした流れとなつて、先祖か

ら子孫へと伝えられたのである。というのは、肉の本体、あるいはたましいの本体の中に汚染の原因があるからではなく、神がはじめの人間に賜物として与えたもうたものを、人が、己れ自身と子孫とのために、得て、同時に失うようになることが、神によって定められていたからである。⁽⁶⁴⁾」

「」で、〈肉の本体、あるいはたましいの本体〉 substantia carnis aut animae の中に汚染の原因があるのでなく、という点に注意したい。

さらに「人間は生来邪悪によって腐敗している。がしかし、その邪悪は〈本性〉 natura から派生したものではない」とも言われている。⁽⁶⁵⁾

カルヴァンの〈遺伝〉 propago とか〈遺伝的〉 haereditarius とか〈生まれながら〉 naturaliter という語は、罪の伝承の仕方を示す語というよりも、むしろ〈原罪〉 peccatum originale の性質を表現する語と理解するのが適切だと思われる。すなわち、これらの言葉は、罪の普遍性、必然性、全体性などを示す表現と考えてよいであろう。以下でその問題を取り上げたい。

2 罪の普遍性

(1)

アダムの墮罪によつて、罪が全人類に及んだことについて、カルヴァンは原罪を否定する一般的な考え方に対抗して「ひとりの罪過によつて万人が罪あるものとなり、」⁽⁶⁶⁾として罪が〈普遍的なもの〉 commune となる」と考える」とは当然であると、「罪の普遍性」を主張している。

また「かれの罪過によつて、上にも下にも呪いが満ちわたり、世界の全面に力をふるつようになったのであるから、これがかれのすべての子孫にまで蔓延したとしても、何ら道理に反するものでない」とか、「われわれは、この両者

(美德の人と悪徳の人)をともに、〈人間の普遍的な墮落の状態に〉 sub universali humanae pravitatis conditione 包含することをやめないのである⁽⁶⁸⁾、「人類一般の呪いのほうが先立つ」などとも言ひてゐる。

(2)

それでは、罪の普遍性とは何を意味するのであらうか。

「アダムは自らを腐敗させるの余り、すべての子孫のうちに汚れをうつしたのである⁽⁷⁰⁾」、「かれ（アダム）はあまねく全子孫を、自らの落ちて行つた惡によつて汚した⁽⁷¹⁾」、「かれ（アダム）は自ら罪を犯すことによつて、われとわが身にわざわいと破滅をもたらしたのみでなく、われわれの本性をも同じ滅びに落ちこませた⁽⁷²⁾」

これらの言葉は、アダムの墮罪そのものがすでに罪の本質としての〈普遍性〉をもつてゐることを示している。もちろん、アダムの罪がわれわれに及んでいるということとは、われわれがアダムにおいて自分をとらえることが必要であることを意味しているので、自然の状態での認識ではなく、信仰における認識である。

しかも、この普遍性は、二つの方向をもつ。一つは時間的・歴史的な普遍性であつて、「アダムのうちに腐敗のはじまりがあり、これが連錠とした流れとなつて、先祖から子孫へと伝えられたのである⁽⁷³⁾」といわれるようなものである。

「歴史の全过程を通して『人の子が来たのも、仕えられるためではなく、仕えるためであり、また多くの人のあがないとして、自分の生命を与えるためである』（ルカ10・45）ということのできたお方ただ一人を除いては、すべての者は罪人である⁽⁷⁴⁾」というブルンナーの言葉は、この事実をのべたものといえよう。

他の一つは、空間的・地理的な広がりの意味での普遍性であつて、すでに引用したように、カルヴァンは、一人のアダムから、全世界に、全民族に罪が蔓延したことをのべており、〈遺伝的〉という語を用いるほど、罪の及ばない地域や場所は考えられないといふのである。

3 罪の必然性

罪の〈遺伝性〉という語をもつて、罪の〈必然性〉 *necessitas* をあらわす場合の内実は何であろうか。

カルヴァンによれば、罪の必然性とは、絶えざる罪と悪への徹底的な傾向性であるといふことができる。

カルヴァンにおける罪の理解

「人間が罪に渡され、惡のほか何ひとつ欲することができないのは、最初の創造によるものでなく、本性の腐敗に由来するものである。……すなわち、最初の人間が造り主に背反したからである。この背⁽⁷⁵⁾反に、当然全人類が責めあるものとして拘束される……。われわれはいよいよ悲惨である。なぜなら、『意志によつて自発的にする』ことが〈必然〉だからである。しかも、この必然は、われわれをそれに結びつけて、われわれが罪の奴隸になるほかないようになるのである」さらに「人間は墮落によつてそこなわれたために、意志にもとづいて罪を犯すのであり、いやいやながらではなく、強制されてでもない。それはたましいの最も深く傾倒した愛によるのであって、力ずくで強制されたからではない。それは、自分自身の肉欲の動機によるのであって、外からの強制によるのではない。しかも本性の墮落は、惡のために働き、また働くことのほか何もなしえない。……人がたしかに、罪を犯さざるをえない必然性のもとに服しているということは、あいまいさなしに表わされるのである」⁽⁷⁶⁾

このようなカルヴァンの言う罪の必然性とは、〈神の像〉 *imago Dei* を喪失した人間に「犯罪よりの自由、悲惨よりの自由」はもはや存在しないという意味であり、いかなる意味においても、罪以外のあり方はとりえないといふことである。〈necessitas〉 とは〈ne=not+cedere=to open the way〉であつて、罪の必然性とは、〈罪以外に道が開かない〉ことだからである。

しかしながら、このことは、罪が何か強制のうちに行われるということでは決してない。カルヴァンは、〈必然〉 *necessitas* と〈強制〉 *coactus* の区別を厳格につけている。

〈脅迫〉 coactus は〈coagere〉 からきており、文字通り追い込み、驅り立て、強要するのであって、意志の自由はない。

罪は必然的になれるが、そしてそれは、その外に行く道がないからではあるが、依然として、意志的・主体的にやうするのである。⁽⁷⁾

罪の必然性とは、意志的活動の余地を充分与えて、しかも意志的決定に基く行為いやが、罪に連なるところ、原罪を負う人間の本質的腐敗の姿を示すものである。

「万人が罪人である」というとき、「万人が」と云ふことや〈罪の普遍性〉を表わし、「罪人である」と云ふことや、絶えざる罪への存在としての〈罪の必然性〉を表わすことができると言えないであらうか。

〈註〉

- (1) カルヴァン「キリスト教綱要」(渡辺信夫訳) II・1・1 (151ページ)
- (2) 同掲書 I・1・1 「自己自身を知る」となしには、神を知る「いぢやきない」(四七ページ)、I・1・2 「神を知る」
となしには、自己自身を知る」とはできない」(四八ページ)
なお、第一章全体の表題は「神を知る知識と われわれ自身を知る知識とは 締び合ひたんじがいだある。また、この
ようにして いのやたつは ひとつになつてゐるか」 "Dei notitiam et nostri res esse contiunctas, et quomodo inter
se cohaereant."
- (3) 同掲書 II・1・1 (151ページ)
- (4) Torrance, T. F., Calvin's Doctrine of Man, p. 83.
「墮罪の教理は恩恵の教理の文脈の中からのみ正しく引き出されねぬのであり、〈新しい創造の福音〉からのみ推論され
るるのである」
- (5) カルヴァン「キリスト教綱要」 II・1・4 (191ページ)

カルヴァンにおける罪の理解

- (6) 同掲書 II・1・4 (1八ペー^二)
 - (7) 同掲書 II・1・4 (1九ペー^二)
 - (8) 同 右
 - (9) 同 右
 - (10) 同掲書 II・1・4 (1ハペー^二)
 - (11) Niebuhr, Reinhold, *The Nature and Destiny of Man I. Human Nature*, p. 124.
 - (12) カルヴァン「カリスム教綱要」II・1・4 (1ホペー^二)
 - (13) 同掲書 II・1・4 (11〇^二ペー^二)
 - (14) 同掲書 I・15・1 「人間ははじめ 汚れなき状態にいへむ わた」(11111^二ペー^二) I・15・3 「神の形」(111^二カ^一ペー^二) など。なお、一五章の表題は「人間は 神の形からして醜陋アラヒタいだら。ソルジは、たゞこの機能、神の形、丑陋意志、やうは せしめの本性の完全わが謹究シテイわね」“Qualis homo sit creatus: ubi de animae facultatibus, de imagine Dei, libero arbitrio, et prima naturae integritate disseritur.”
 - (15) Barth, Karl, *Die Kirchliche Dogmatik*, III/1 Die Lehre von der Schöpfung, s. 225.
 - (16) カルヴァン「カリスム教綱要」II・3・1 (カハペー^二)
 - (17) 同 右
 - (18) 同掲書 I・11・4 (1111^二ペー^二)
 - (19) 同掲書 II・1・5 (11〇—111^二ペー^二)
 - (20) 同掲書 II・1・8 (11四^二ペー^二)
 - (21) 創世記 1・11 「神が造ったすべての物を見ひねたふれり、やれば、はなはだ良かアリだ」
 - (22) カルヴァン「カリスム教綱要」I・15・1 (11111^二ペー^二)
 - (23) 同掲書 II・1・10 (11ハペー^二)
 - (24) 同掲書 III・23・8 (111九—111〇ペー^二)
 - (25) 同掲書 III・23・9 (1111〇—11111^二ペー^二)
- 「人の明るがる自然の秩序はやゑらむいた奇怪なドキルダム、人間にむかへあたつがばんわねトニルの習慣は示してゐる」

カルヴァンにおける罪の理解

- (26) 同掲書 III・23・6 (111×ペーペー)
- (27) 同掲書 III・23・2 (111○—111×ペーペー)
- (28) 同掲書 III・23・8 (111九ペーペー)
- (29) 同右
- (30) 同掲書 III・23・7 (111八ペーペー)
- (31) 同掲書 III・23・8 (111九ペーペー) なお、ドゥマルグ「カルヴァンの人間神学」10回—10番ページ参照
- (32) Schaff, *Creeds of Christendom*, vol. 3, p. 611.
- (33) カルヴァン「キリスト教綱要」II・4・2 (九回ペーペー)
- (34) 同掲書 II・4・4 (九七ペーペー)
- (35) Barth, Karl, *Credo* (桑田秀延訳) 六一一一九九九×ペーペー
- (36) カルヴァン「キリスト教綱要」III・23・8 (1111○九ペーペー)
- (37) 同掲書 II・1・8 (11四—11五ペーペー)
- (38) 同掲書 II・1・5 (11〇九ペーペー)
- (39) 同右 (11一ペーペー)
- (40) 同右
- (41) 同右
- (42) 同掲書 II・1・11 (11九ペーペー)
- (43) 同掲書 II・1・6 (111九ペーペー)
- (44) 同右 なほ、ヴァン・ダムーレ、"Christ in Our Place" 11十一九九九—一参考
- (45) 同右
- (46) 同掲書 III・23・7 (1111八ペーペー)
- (47) 同掲書 II・1・5 (111九ペーペー)
- (48) 同右
- (49) 同右

カルヴァンにおける罪の理解

(73)	(72)	(71)	(70)	(69)	(68)	(67)	(66)	(65)	(64)	(63)	(62)	(61)	(60)	(59)	(58)	(57)	(56)	(55)	(54)	(53)	(52)	(51)	(50)
同 掲 書	大塚節治「基督教人間学」(一〇九—一〇ページ)	カルヴァン「キリスト教綱要」II・1・7(二四ページ)	同 掲 書	同 掲 書																			
右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	II・1・7(一四ページ)	II・1・11(二九ページ)	II・1・10(二八ページ)	II・1・11(二九ページ)										
II • 1 • 7 (一四ページ)	II • 1 • 6 (一三ページ)	II • 1 • 7 (一四ページ)																					

- (74) Brunner, Emil, *Der Mensch im Widerspruch*, s. 150
 (75) カルヴァン キリスト教綱要 三・四・一 (101-101% -)
 (76) 因掲軸 二・三・五 (12% -)
 (77) 聖體カルヴァンの「神の像」の〈表の〉註題 (NQ1) ハニク女学院大学聖職系110号(111-118% -)参照

参考文献

- Joannis Calvini Opera Selecta, Ediderunt Petrus Barth, Guilelmus Niesel, volmen III-V, Institutionis Christianae Religionis 1559, Chr. Kaiser Verlag, München, 1967. (本文では CO と略記)
- Calvin, John, Institutes of the Christian Religion vol. I-II, edit. by McNeill, John T., trans. by Battles, F. L. (The Library of Christian Classics vol. XX), The Westminster Press, Philadelphia, U. S. A., 1960.
- Barth, Karl, Die Kirchliche Dogmatik, III/1-2, Evangelischer Verlag AG, Zürich, 1948.
- Brunner, Emil, Der Mensch im Widerspruch, Die Christliche Lehre vom Wirklichen Menschen, Furche-Verlag, Berlin, 1937.
- Niebuhr, Reinhold, The Nature and Destiny of Man, vol. I, Human Nature, Charles Scribner's Sons, New York, 1963
- Schaff, Philip, Creeds of Christendom, vol. 3, Baker Book House, Grand Rapids, Michigan, U. S. A.
- Torrance, Thomas F., Calvin's Doctrine of Man, Lutterworth Press, London, 1952.
- van Buren, Paul, Christ in Our Place, Wm. B. Erdmans Publishing Co., Grand Rapids, Michigan, U. S. A., 1957.
- ムルヒ・ムカベラ「カルヴァンの人間論」柏田健次訳 新教出版社 1977
- 大塚範治「基督教人間学」全國書房 1948
- カルヴァン「キリスト教綱要」渡辺信夫訳 一一三 新教出版社
- カル・ベルト「福音信条」森田秀延訳 角川書店 1949